

公有財産有償貸付契約書（例）

貸付人 知多市（以下「甲」という。）と、借受人 ●●（以下「乙」という。）は、次の条項により公有財産（以下「財産」という。）の有償貸付契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲は、その所有に係る末尾表示の財産（以下「貸付物件」という。）を乙に貸付ける。

（貸付期間及び契約更新）

第2条 貸付期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

2 乙は、引続き貸付物件の貸付を受けようとするときは、貸付期間満了までに書面をもって甲に申請しなければならない。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、知多市契約規則第34条第 号により免除する。

（貸付料及び納付の方法）

第4条 貸付料は、金 円とする。

2 乙は、貸付料を甲の発行する納入通知書により、指定期日までに甲に納入しなければならない。

（遅延利息）

第5条 乙は、貸付料を指定期日までに支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払いした日までの日数に応じ、その未払額について、年●パーセントの割合で計算した額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（貸付料の改定）

第6条 甲は、物価の変動その他の事情により貸付料の額が不相当となったときは、第4条の規定にかかわらず貸付料の変更をすることができる。

（用途）

第7条 乙は、貸付物件を、 として使用するものとし、この用途以外に使用し、又は使用权を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（貸付物件の引渡し）

第8条 甲は、この契約締結後で両者の定める日に、貸付物件の所在する場所において引き渡すものとする。

（貸付物件の管理）

第9条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理するものとし、財産の形状を変更し、又は工作物を新增設若しくは修繕しようとする場合は、事前に書面をもって甲の承認を得るものとする。

（維持費用）

第10条 貸付物件の維持に要する費用については、乙の負担とする。

(契約不適合)

第11条 乙は、この契約の締結後、貸付物件に数量の不足等契約の内容に適合しない内容を発見しても、損害賠償等の請求はできないものとする。

(第三者に損害を及ぼした場合の措置)

第12条 乙は、貸付物件の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、乙の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙の負担において賠償しなければならない。

(通知義務)

第13条 乙は、貸付物件に関する紛争が起こった場合及び財産の一部又は全部が滅失若しくは損傷した場合は、直ちに書面をもって甲に通知しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第14条 乙は、甲に対し、次の事項を確約する。

(1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)ではないこと。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(禁止又は制限される行為)

第15条 乙は、貸付物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 貸付物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。

(2) 貸付物件又は貸付物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、甲、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

(3) 貸付物件を反社会的勢力に占有させ、又は貸付物件に反復継続して反社会的勢

力を出入りさせること。

- (4) 貸付物件又は貸付物件の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等取締法違反等の犯罪を行うこと。

(契約解除)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しない場合

(2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件が必要になったとき

2 乙は、前項第1号の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求できないものとする。

3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告も要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 第14条の確約に反する事実が判明したとき。

(2) 契約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に該当したとき。

(3) 前条に掲げる行為を行ったとき。

4 乙は、甲が前項の規定に基づき、当該契約の解除権を行使するに際し、建物及び造作等の買取請求、必要費及び有益費の償還請求その他一切の金銭的請求をすることができない。

5 乙は、その責めに帰することができない理由により貸付物件が滅失し、又は損傷した場合において、その残存部分のみでは契約の目的が達成できないときは、この契約を解除することができる。

(貸付物件の返還)

第17条 乙は、貸付期間が満了した場合は、貸付物件を直ちに原状に復して甲に返還しなければならない。前条の契約解除による返還の場合も同様とする。ただし、貸付物件を現状において返還することを甲が認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第18条 乙は、その責めに帰する事由により貸付物件を滅失又は損傷した場合若しくはこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、乙が原状に復した場合は、この限りではない。

(実地調査)

第19条 甲は、貸付物件について、随時実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合において、乙はその調査を拒み若しくは妨げ、又は報告を怠

ってはない。

(疑義の決定)

第20条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

特 約 事 項

乙は、……

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛知県知多市緑町1番地
知多市
知多市長 ● ● ● ●

乙

財 産 の 表 示	
所 在	知多市●●●●
地 目	●●
面 積	●●m ²